

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について
(期間延長・区域変更)

令和3年9月10日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

9月9日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置区域については、9月12日をもって宮城県及び岡山県が除外されるとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日まで延長されることとなりました。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県が除外されるとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県に加え、9月13日から宮城県及び岡山県が追加されることとなり、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が9月30日まで延長されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上